

林業関係事業や有害鳥獣対策の要望相談を行います

林業関係事業や有害鳥獣被害防止対策に関する要望及び相談を受け付けています。受け付けたご要望は、「平成26年度林業関係事業計画」の参考資料とさせていただきます。

林業に関する事業

● 乾しいたけ生産に関する事業

- ・しいたけ原木の搬出や伐採等に関して、簡易作業路を開設する場合
- ・乾しいたけの生産向上に向けた生産施設整備をする場合
(散水施設、人工ほだ場、ハウス、バックホウ、ユニック車等)
- ・乾しいたけ生産に新規参入し(5年未満)、生産向上に向けた生産資材
(椎茸乾燥機、林内作業車、原木等の購入)を整備する場合



● 治山・林道、林業作業道に関する事業

- ・森林について間伐等の整備を行う予定で、林道や、林業作業道がない場合
- ・林道や林業作業道はあるが、舗装されていないため作業に支障のある場合
- ・土砂崩れ等被害が予想される箇所がある場合



● 竹林整備に関する事業

- ・竹林を整備して、たけのこや竹材生産を行いたい場合
- ・荒廃した竹林の伐採を考えている方

有害鳥獣被害防止対策に関する事業

鳥獣による農林作物の被害を防止するために電気柵、防護柵(シカネット)や金網柵を設置する場合、一定の要件を満たすことで、資材費に対する補助を受けることができます。ただし、資材購入後での要望の申し込みは補助対象外になりますのでご注意ください。

電気柵

補助率は購入経費の2/3で、設置延長が500m以上のものが対象です。ただし、補助金額は42,000円が上限です。

防護柵

補助率は購入経費の2/3で、設置延長が100m以上のものが対象です。

金網柵

補助率は購入経費の4/5で、受益世帯3戸以上が共同で設置する場合が対象です。ただし、樹園地等で共同設置が困難な個人の場合でも補助対象となる場合があります。設置延長が200m以上が対象で、補助率は購入経費の4/5です。



電気柵やシカネットは正しい設置と日々の管理が重要です

- ・電気柵の柵線は、イノシシの鼻の高さに合わせて15~20cm間隔で張るのが効果的です。漏電しないようにこまめに草刈をしましょう。
- ・野生動物は、飛び越える前に下からの潜り込みを試みます。防護柵にはある程度の高さも必要ですが、地面との隙間をつくらないう設置・管理することが被害を防ぐ効果を高めます。
- ・農地の周囲にある法面の雑草や耕作放棄地等の草刈、やぶ払いは、防護柵の設置効果を高めます。農地の周囲を見渡して、できるだけ見通しのよい環境づくりに努めましょう。

各事業に関する詳細はお問い合わせください。必要に応じて職員が現地調査を行います。相談は随時受け付けていますが、「平成26年度林業事業計画」への反映は、**10月31日(木)**までに受付したものとさせていただきます。

なお、要望・相談内容が補助事業の対象にならないなど、要望に沿えない場合があることをご了承ください。

問い合わせ

林業水産課

☎0978-72-5198

国見総合支所

地域産業建設課

☎0978-82-1114

武蔵総合支所

地域産業建設課

☎0978-68-1113

安岐総合支所

地域産業建設課

☎0978-67-1116